第三条第一項中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に改める。

第四条第四項、第七条第一項ただし書及び第二項、第八条ただし書、第九条、第十条、第十二条第一項並びに第十七条中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第二十五条の見出しを「（行政執行法人担当委員）」に改め、同条中「特定独立行政法人の」を「行政執行法人の」に、「特定独立行政法人担当公益委員」を「行政執行法人担当公益委員」に、「特定独立行政法人担当使用者委員」を「行政執行法人担当使用者委員」に、「特定独立行政法人職員」を「行政執行法人職員」に、「特定独立行政法人担当労働者委員」を「行政執行法人担当労働者委員」に改める。

第二十六条第一項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条第二項中「特定独立行政法人担当公益委員、特定独立行政法人担当使用者委員」を「行政執行法人担当公益委員、行政執行法人担当使用者委員」に、「特定独立行政法人担当労働者委員」を「行政執行法人担当労働者委員」に改める。

第二十九条第一項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条第二項中「特定独立行政法人担当公益委員」を「行政執行法人担当公益委員」に、「特定独立行政法人を」を「行政執行法人を」に、「特定独立行政法人担当使用者委員」を「行政執行法人担当使用者委員」に、「特定独立行政法人担当労働者委員」を「行政執行法人担当労働者委員」に改める。

第三十四条第二項中「特定独立行政法人担当公益委員」を「行政執行法人担当公益委員」に改める。

第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項及び附則第三項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

（労働組合法の一部改正）

第百五条　労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条の三第二項中「特定独立行政法人（」を「行政執行法人（」に、「第二条第二項に規定する特定独立行政法人」を「第二条第四項に規定する行政執行法人」に、「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に、「特定独立行政法人職員」を「行政執行法人職員」に改める。

第十九条の四第二項第二号中「特定独立行政法人の」を「行政執行法人の」に、「特定独立行政法人職員」を「行政執行法人職員」に改める。

第十九条の十第一項中「特定独立行政法人とその特定独立行政法人職員」を「行政執行法人とその行政執行法人職員」に改める。

第二十四条第二項及び第二十五条第一項中「特定独立行政法人職員」を「行政執行法人職員」に改める。

（身体障害者福祉法の一部改正）

第百六条　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律」を「高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律」に、「第四条第一項」を「第三条の二」に改める。

（中小企業退職金共済法の一部改正）

第百七条　中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。

第五十八条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法人）

第五十八条の二　機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第六十二条を次のように改める。

（理事の任期）

第六十二条　理事の任期は、二年とする。

第六十九条第三項中「第二十一条第二項」を「第二十一条第四項」に改める。

第七十五条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第七十五条の二中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項から第七項までを一項ずつ繰り上げ、同条第八項中「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第七項とする。

第七十五条の三第二項を削る。

第七十九条第一項第二号中「第七十五条第三項」を「第七十五条第二項」に改め、同項第三号中「第三項若しくは第六項又は第七十五条の三第一項」を「第二項若しくは第五項又は第七十五条の三」に改める。

第八十条中「、主務省」及び「、厚生労働省」を削る。

附則第二条第二項中「前項」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する前項」と、同条第三項中」を削り、「適用する第一項」を「適用する前項」に、「第七十五条第三項」を「第七十五条第二項」に、「第三項若しくは第六項」を「第二項若しくは第五項」に、「第三項、第七十五条の二第六項」を「第二項、第七十五条の二第五項」に改める。

（社会保険労務士法の一部改正）

第百八条　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号の五中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に改める。

第五条第八号中「第二条第二項に規定する特定独立行政法人」を「第二条第四項に規定する行政執行法人」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第八条第五号及び別表第二第八号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

（児童手当法の一部改正）

第百九条　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項の表第一号中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

（勤労者財産形成促進法の一部改正）

第百十条　勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「第七十五条の二第三項」を「第七十五条の二第二項」に改める。

（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律等の一部改正）

第百十一条　次に掲げる法律の規定中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に改める。

一　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第三十二条

二　個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第四条第一項及び第二十二条ただし書

三　障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十六号）のうち障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第四章中第八十五条の次に二条を加える改正規定中第八十五条の三に係る部分

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正）

第百十二条　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第三項中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条第五項から第七項まで、第九項から第十一項まで、第十三項から第十五項まで、第十七項、第十八項、第二十一項及び第二十二項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

（福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律の一部改正）

第百十三条　福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

目次、第三章の章名及び第七条中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改める。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第百十四条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「独立行政法人評価委員会」を「がん対策推進協議会」に改める。

第十一条の二を削り、第十一条の三を第十一条の二とし、第十一条の四を第十一条の三とする。

第二十五条第二項中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に改める。